

## 大阪市外郭団体における役職員の採用等に関するガイドライン

### 1 役職員の採用について

- (1) 外郭団体の役職員には、広く業務にふさわしい人材を求め、最適な人材を充てるものとする。
- (2) 役員数については、法令等の定めに基づき適正な団体運営を確保するために必要な数にとどめ、その時々 of 事業内容等に応じて増減する。
- (3) 役員の採用に際して、本市OB職員（勤続期間が20年以上の本市一般職職員であった者をいう。）も対象とする場合は、本市OB職員以外の者を対象とする公募手続を先行させ、適任者が見当たらない場合に限られるものとし、かかる手続を経た上で、本市OB職員を対象とする募集手続により採用するものとする。なお、本市OB職員を採用する場合には、選考の公平性・透明性の確保に努め、採用後は、速やかに選考の経過及び理由を公表するものとする。
- (4) 職員の採用に際して、本市OB職員も対象とする場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介事業により募集するものとし、必要に応じて公募手続も実施する等して公平・公正な手続により選考するものとする。
- (5) 前2項における「公募手続」は、本市ホームページに外郭団体の募集情報一覧を掲載し、外郭団体のホームページとリンクすることを条件とするものとする。
- (6) 本市OB職員が外郭団体に応募するに際しては、大阪市職員基本条例の手続を経るものとする。
- (7) 監事又は監査役については、少なくとも1人は外部の専門家に有償で依頼するものとする。

## 2 本市OB職員である役員について

- (1) 在任年齢上限については、原則として国や民間の例を踏まえ満65歳までとする（ただし、当面の間、満63歳まで）。なお、「満65歳まで」とは、当該年齢となる誕生日の前日の属する事業年度にかかる定時株主総会、定時社員総会、定時評議員会終結の時を意味する。
- (2) 大学教員、医師など他の本市OB職員と退職年齢が異なる職員については、満65歳を超えて在任することがある。

この場合、外郭団体はその理由について市長に報告し、市は毎年その状況を公表する。

- (3) 本市OB職員の役員報酬について、次のとおり上限を定める。

役員	報酬額
社長・理事長	900万円以下
専務・常務	900万円～630万円
取締役・理事	630万円以下

- (4) 複数の外郭団体から役員報酬を受け取る場合は、その合計額について、上記(3)の上限を適用する。なお、外郭団体の役員の兼務については、当該役員の職務の遂行に支障が生じない最小限度に留めるものとする。
- (5) 外郭団体は、本市OB職員である役員の報酬額について、本市の求めに応じて、団体の法人税申告書別表「役員報酬手当等の内訳書」等を提供し上限内であることを説明するものとする。
- (6) 役員退職慰労金は支給しないものとする。
- (7) 外郭団体は、役員在任年齢上限、役員報酬額及び役員退職慰労金不支給に関する必要な規定の整備を行うものとする。

### 3 本市OB職員である一般職員について

- (1) 本市OB職員が在職できる年齢の上限は、国や民間の再就職の例を踏まえ、満65歳までとする。ただし、団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、満65歳を超えて在職することがある。

この場合、外郭団体はその理由について市長に報告し、市は毎年その状況を公表する。

- (2) 退職金は支給しないものとする。
- (3) 外郭団体は、一般職員の在職年齢上限及び退職金不支給に関する必要な規定の整備を行うものとする。

### 4 情報公表の徹底について

外郭団体は、本市OB職員の報酬等、福利厚生、在任・在職上限、就労条件など再就職の状況について、市長へ報告するとともに、市は毎年その状況を公表する。

(平成18年6月5日市長決定)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成23年12月9日一部改正)

(平成24年12月10日全部改正)